

永楽ゆめの森公園有料広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊取町広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、永楽ゆめの森公園（以下「公園」という。）の広告スペースに民間企業等が有料で広告を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

(広告の募集)

第2条 広告の募集は、町の広報誌及びホームページにより行うものとする。

(広告の規格及び広告掲載料)

第3条 前条に規定する広告の規格及び広告掲載料については、次のとおりとする。

ただし、広告掲載を6ヵ月行った場合は、広告掲載料の1割を減じるものとする。

	掲載位置	寸法 (mm) たて×よこ	掲載月数	広告掲載料 (消費税抜き)	備考
①	スケートボード場	1030×1456 (B0)	1ヵ月	12,000円	
			6ヵ月	64,800円	1割引
②	公園入口横	1030×1456 (B0)	1ヵ月	12,000円	
			6ヵ月	64,800円	1割引

(広告掲載の基準)

第4条 要綱に定めるもののほか、次に該当するものは掲載しないものとする。また、広告掲載中に該当することが判明したときも同様とする。

(1) 広告の内容は、公園の景観と美観を損なわないものとする。

(2) 広告にイラスト・写真・ロゴ等を使用する場合は、広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）において、著作権や肖像権の確認を行い、著作権料が発生する場合は、広告主の負担とする。

(広告掲載申込み)

第5条 永楽ゆめの森公園掲示板等への広告掲出を希望する者は、広告掲載月の前々月末までに、永楽ゆめの森公園広告掲載申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第6条 町長は、前条の申込みを受理したときは、審査のうえ広告掲載の可否を決定し、結果を永楽ゆめの森公園広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の決定を行う場合において、疑義が生じた場合は要綱第5条の規定による熊取町広告掲載審査委員会に諮り、審査結果に基づいて決定するものとする。

3 町長は、審査の結果、広告主となるべき者の数が募集件数を超えた場合は、抽選により広告主

を決定するものとする。

（広告掲載料の納付）

第7条 広告主は、町長が指定する期日までに第3条に規定する広告掲載料を一括で納付しなければならない。

（広告の掲載期間）

第8条 広告掲載期間は、1ヵ月単位とし、6ヵ月を最長とする。ただし、掲載期間終了3ヵ月前までに、広告掲載者から期間延長の要望があった場合は、協議により期間を延長するものとする。

（広告制作費等）

第9条 広告の制作費、取付け及び撤去に要する費用は、広告主が負担するものとする。

2 広告物の遺失若しくは破損した場合又は、経年劣化による色褪せ若しくは剥がれについては、その修復に係る費用は、町の責めに帰すべき事由を除き、広告主が負担するものとする。

この場合、広告主は再度広告物を作成し、掲載するものとする。

（広告掲載料の減免等）

第10条 次の各号いずれかに該当するときは、申請により広告掲載料の全部を減免することができる。

- （1） 国、他の地方公共団体において、公共用又は公益事業の用に供するとき
- （2） 町の事務事業の執行上使用させることが適当であると認めたとき
- （3） 災害その他緊急やむを得ない事態の発生によりその用を供するとき
- （4） その他町長が公益上特に必要と認めたとき

（広告内容の変更）

第11条 広告主は、掲載決定を受けた広告内容について、永楽ゆめの森公園広告内容変更申出書（様式第4号）を町長に提出することにより内容を変更することができる。

2 町長は、広告の内容等が要綱第4条又はこの要領に抵触している、若しくはそのおそれがあると判断したときは、広告主に対して、広告内容等変更告知書（様式第5号）により広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告の取り消し）

第12条 町長は、次の各号に該当するときは、広告掲載取消通知書（様式第6号）により広告の掲載を取り消すことができる。

- （1） 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき
- （2） 広告主が町の信用を失墜し、業務を妨害し又は事務を停滞させる行為をおこなったとき
- （3） 広告主が、社会的信用を著しく損なう行為をおこなったとき
- （4） 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき
- （5） その他町長が特に必要と認めたとき

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は自己の都合により、広告掲載を広告掲載取下げ申請書(様式第7号)により取り下げることができる。

(広告掲載料の還付)

第14条 第12条の規定による広告の取消又は前条の規定により、取り下げをしたときは、広告掲載料の還付はしない。

2 広告主の責めに帰さない事由により、町が広告を掲載できなかったときは、納付済みの広告掲載料のうち掲載できなかった月数に対する金額を広告主に返還するものとする。

(原状回復義務)

第15条 広告掲載決定を受けた者は、掲載期間が終了したとき又は第12条の規定により許可を取り消されたときは、直ちに現状に回復し、返還しなければならない。

その際の費用は、広告主が負担するものとする。

2 広告の掲載又は撤去により、自由通路壁面等を破損又は毀損したときは、広告主が経費を負担して原状回復するものとする。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告掲載内容等において損害賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

3 広告主は、広告掲載等の権利を他に譲渡することはできない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。